

(一八六四)
一三三 (元治元年)十一月 甘楽郡下仁田村へ水戸浪士立て籠り

につき打払い廻状〔B〕

(包紙)

「大急 (朱書)

廻状

関東御取締出役

御用 子十一月十七日 上州多胡郡

午上刻 (朱書) 吉井町始

水戸那珂湊脱走之なかにまと 賊徒共ぞくと、此程このほど、下仁田村江たてこも 楯籠り候ニ付、
最寄もより 諸家方人数も追々うちて 討手ニ差向候間、賊徒共もれだし 漏出可申
候間、村々申合もうしあわせ、竹鎗其外得物を以えもの、「無にんなくニ念なく」打殺可申候、
道筋・閑道迄も昼夜かんじょう 見張之者差出置かねてあいず、「兼而相図申合、怪敷もの」
通行いたし候ハ、速すみやかニからめとり 搦捕、手向ひいたし候ハ、是又打
殺可申候、右之趣おもしろき、「組合村々江急達いたし、」大小惣代・寄場
役人共それぞれ 夫々罷出、差配可被致候さはいいたさるべく、「此廻状寄場下令ニ請印、
急速順達じゆんたつ、」留とまり方最寄廻村之かいそん 当出役江可被帰返候、以上

(元治元年)
子十一月十七日 関東御取締出役印

吉井町印

中山道

新町宿印

倉賀野宿印

高崎宿印

板鼻宿

安中宿印

松井田宿印

本宿村印

右

寄場役人
大小惣代 中

(下げ札は省略)